

◆姫路市総合福祉会館会議室等使用料(条例第12条関係)◆

① ロビー・交流スペース

施設の区分		使用料（1時間につき）
ロビー・交流スペース	1階	円 200
	1階パントリー	100
	5階	100

※備考①

使用については、会館との協議、調整が必要です。

② 会議室

区分	午前	午後1	午後2	夜間	全日
()内は使用 可能人数の目安	9:00～12:00	13:00～15:00	15:30～17:30	18:00～22:00	9:00～22:00
第1会議室(140)	円 2,400	円 1,600	円 1,600	円 3,200	円 8,800
第2会議室(80)	1,500	1,000	1,000	2,000	5,500
第3会議室(45)	1,200	800	800	1,600	4,400
第4会議室(20)	1,200	800	800	1,600	4,400
第5会議室(36)	900	600	600	1,200	3,300
第6会議室(18)	600	400	400	800	2,200
第7会議室(10)	600	400	400	800	2,200

※備考(①②)

使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は商品の展示若しくは販売を行う場合の使用料は、10割相当額を加算します。(徴収する入場料等の総額が当該施設で行う事業に要する経費の範囲内であるとき、又は市長が公益上必要と認める場合は除く。)